

障がい学生修学支援ガイドライン

障がい学生の修学支援を全学的に平等に普及させ、円滑な支援を図るため、大学の受け入れ姿勢、支援内容について定めるものとする。

1. 障がい学生に対する修学支援

視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障がい、精神障がい等の学生を支援の対象とし、権利の主体が学生本人であることを踏まえ、学生本人の要望に基づき、具体的支援を行うものとする。なお、障がい学生の支援に係る全学的施策の検討並びに部署間の連携及び調整は、障がい学生修学支援室が行う。

2. 支援内容

<オープンキャンパスから入学手続きまで>

(1) オープンキャンパスや入試説明会における対応

- ①受験時の特別措置や入学後の支援内容の個別相談、②体験授業における情報保障支援
- (2) 入学試験における特別措置による円滑な実施対応
- (3) 特別措置対応受験生の情報提供
- (4) 合格から入学手続きにおける要望事項の確認及び調整の対応
 - ①学生生活支援、②授業支援、③施設設備の改善

<入学後から卒業まで>

(1) オリエンテーションや履修ガイダンスにおける対応

- ① 説明資料の作成、②手話通訳者の手配、③障がい内容による個別対応、④障がい学生の受講の告知・調整、⑤各科目担当教員との調整
- (2) 履修登録、授業、試験における対応
 - ①支援内容の確認、②情報保障のあり方の確認、③配慮願による手続き、④教材・資料の作成補助、⑤手話通訳者及び支援者等手配、⑥授業担当教員に授業資料の提供要請、⑦ZOOM等障がい学生と授業のオンライン設定、⑧UDトーク(音声認識ソフト)設定、⑨ノートテイク等の支援、⑩教室内座席(本人、介助者)、⑪控室の準備と運用、⑫別室受験、⑬試験時間延長措置
- (3) 学生生活支援における対応
 - ①通学介助(主に入学当初)及び学内移動の介助、②駐車許可、③学内施設の改善、④健康管理及びカウンセリング
- (4) 就職支援における対応
 - ①障がい者採用の求人の紹介、②キャリア開発、③個別面談

3. ガイドラインの改廃

このガイドラインの改廃は、障がい学生修学支援連絡協議会で協議し、学部長会で決定する。

4. 所管

このガイドラインに関する事務所管は、学生部学生センターとする。

5. 施行日

令和3年4月1日